

西播磨水道企業団変動型最低制限価格制度事務取扱要綱

(平成21年3月27日訓令第16号)

改正 平成23年4月1日訓令第1号 平成25年3月26日訓令第1号
平成30年3月30日訓令第4号 令和元年9月5日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、西播磨水道企業団が発注する建設工事について、極端な低入札価格による受注を防止するため、西播磨水道企業団契約に関する規程（昭和48年管理規程第25号）第6条及び第16条の規定による最低制限価格の基準を設定するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 変動型最低制限価格制度の対象とする建設工事は、原則として予定価格が1億5千万円未満の建設工事とする。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、当該入札における有効な全入札価格（予定価格を公表した場合は、その価格を超えるものは無効とする。）を平均した価格（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）に10分の9を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

2 有効な入札参加者が1者の場合は、予定価格に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）をもって平均入札価格とする。

(適用方法)

第4条 最低制限価格の適用方法は、最低制限価格以上の最低価格入札者をもって落札者とする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、変動型最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(西播磨水道企業団最低制限価格制度取扱要綱の廃止)

2 西播磨水道企業団最低制限価格制度取扱要綱（平成19年訓令第13号）は廃止する。

附 則（平成23年4月1日訓令第1号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日訓令第1号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第4号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月5日訓令第1号）

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。